



宮崎県公報

令和8年2月5日(木曜日) 第685号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

規則

- 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) 1
- 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 2
- 告示
- 救急病院の認定(3件)……………(医療政策課) 3
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 3
- 保安林の指定解除……………(自然環境課) 3
- 家畜伝染病発生の届出……………(家畜防疫対策課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(〃) 4
- 土砂災害警戒区域の指定……………(〃) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) 5
- 令和8年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等……………(物品管理調達課) 6

公 告

- くろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(漁業管理課) 7
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 8
- 都市計画の変更の案の縦覧(6件)……………(〃) 8
- 企業局企業管理規程
- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………9
- 病院局企業管理規程
- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………9
- 人事委員会規則
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………10
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………11
- 宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則……………18

規則

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第2号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成4年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(有害図書類とする写真又は図画の内容)	(有害図書類とする写真又は図画の内容)
第3条 条例第13条第2項第1号に規定する規則で定める内容は、次に掲げるものとする。	第3条 条例第13条第2項第1号に規定する規則で定める内容は、次に掲げるものとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)	(2) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
ア [略] イ 強姦その他の陵辱行為 ウ・エ [略]	ア [略] イ 不同意性交等その他の陵辱行為 ウ・エ [略]
(自動販売機等管理者の要件)	(自動販売機等管理者の要件)
第7条 条例第16条の2に規定する規則で定める要件は、宮崎県内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当することとする。	第7条 条例第16条の2に規定する規則で定める要件は、宮崎県内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当することとする。
(1) 20歳未満の者でないこと。	(1) 未成年者でないこと。

(2)・(3) [略]

(2)・(3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第3号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後																																																
別記 様式第1号(第2条関係) (表)				別記 様式第1号(第2条関係) (表)																																																
<table border="1"> <tr> <td>※</td><td>書類</td><td>確認</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>要添付</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>所得証明書</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>健康保険証(提示又は写し)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・提示書類</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td></tr> </table>				※	書類	確認	[略]	要添付	[略]			所得証明書				健康保険証(提示又は写し)				・提示書類	[略]			[略]				<table border="1"> <tr> <td>※</td><td>書類</td><td>確認</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>要添付</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>所得証明書</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・提示書類</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td></tr> </table>					※	書類	確認	[略]	要添付	[略]			所得証明書				・提示書類	[略]			[略]			
※	書類	確認	[略]																																																	
要添付	[略]																																																			
所得証明書																																																				
健康保険証(提示又は写し)																																																				
・提示書類	[略]																																																			
[略]																																																				
※	書類	確認	[略]																																																	
要添付	[略]																																																			
所得証明書																																																				
・提示書類	[略]																																																			
[略]																																																				
[略]				[略]																																																
〔裏〕				〔裏〕																																																
[略]				[略]																																																
〔裏〕				〔裏〕																																																
[略]				[略]																																																
添付又は提示書類 1～6 [略] <u>7 健康保険証の提示又はその写し</u> <u>8 [略]</u> [略]				添付又は提示書類 1～6 [略] <u>7 [略]</u> [略]																																																
〔裏〕				〔裏〕																																																
[略]				[略]																																																
添付又は提示書類 1～6 [略] <u>7 健康保険証の提示又はその写し</u> <u>8 [略]</u> [略]				添付又は提示書類 1～6 [略] <u>7 [略]</u> [略]																																																
〔裏〕				〔裏〕																																																
[略]				[略]																																																
添付又は提示書類 1～3 [略]				添付又は提示書類 1～3 [略]																																																

4 健康保険証の提示又はその写し

5 [略]

[略]

様式第53号（第33条関係）

(表)

[略]

(裏)

添付又は提示書類

1・2 [略]

3 健康保険証の提示又はその写し

4 [略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第84号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宗正病院	都城市八幡町15街区3号

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

宮崎県告示第85号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会医療法人泉和会千代田病院	日向市大字日知屋字古田町88番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

宮崎県告示第86号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

4 [略]

[略]

様式第53号（第33条関係）

(表)

[略]

(裏)

添付又は提示書類

1・2 [略]

3 [略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名 称	所 在 地
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町4丁目 128番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

宮崎県告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
さとかん薬局北新小路店	延岡市	薬局	令和8年2月1日
訪問看護ステーションラプラス	新富町	訪問看護	令和8年2月1日
訪問看護ステーション福笑実	宮崎市	訪問看護	令和8年2月1日
訪問看護ステーション光の糸	宮崎市	訪問看護	令和8年2月1日

宮崎県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 東諸島郡綾町大字南俣字大口95-1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第89号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約0.7万羽	延岡市	令和8年1月2日

宮崎県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成24年宮崎県告示第24号、平成25年宮崎県告示第176号、平成25年宮崎県告示第244号、平成25年宮崎県告示第613号、平成25年宮崎県告示第782号、平成27年宮崎県告示第570号、平成27年宮崎県告示第700号、平成28年宮崎県告示第800号、平成30年宮崎県告示第160号、平成30年宮崎県告示第348号、平成30年宮崎県告示第796号、平成30年宮崎県告示第976号、平成30年宮崎県告示第977号、令和3年宮崎県告示第229号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	平原第6	I-1-1440	急傾斜地の崩壊
	大貫第2	I-1-1551	急傾斜地の崩壊
	川水流第2	I-1-1641	急傾斜地の崩壊
	板ヶ平	I-1-1675	急傾斜地の崩壊
	下曾木第2	I-1-1684	急傾斜地の崩壊
	鍋田	I-1-1768	急傾斜地の崩壊
	古江	I-1-1770	急傾斜地の崩壊
	上水流第1	I-1-2219	急傾斜地の崩壊
	松山第6	I-1-3581	急傾斜地の崩壊
	笠下黒原-2	I-1-3674	急傾斜地の崩壊

下鹿川2	I-1-3682	急傾斜地の崩壊
川水流第4	I-2-0253	急傾斜地の崩壊
菅原	II-1-2206	急傾斜地の崩壊
八幡森第2	II-1-2216	急傾斜地の崩壊
菅原-1-新①	II-1-7659-新①	急傾斜地の崩壊
頬木①	II-1-7672	急傾斜地の崩壊
八岐-5	II-1-7698	急傾斜地の崩壊
川水流第5-新①	II-1-7741-新①	急傾斜地の崩壊
長尾谷川	10-203-2-072	土石流
西上水流沢	10-426-1-034	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成24年宮崎県告示第25号、平成25年宮崎県告示第177号、平成25年宮崎県告示第245号、平成25年宮崎県告示第614号、平成25年宮崎県告示第783号、平成27年宮崎県告示第571号、平成27年宮崎県告示第701号、平成28年宮崎県告示第801号、平成30年宮崎県告示第161号、平成30年宮崎県告示第350号、平成30年宮崎県告示第797号、平成30年宮崎県告示第978号、平成30年宮崎県告示第979号、令和3年宮崎県告示第234号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	平原第6	I-1-1440	急傾斜地の崩壊
	大貫第2	I-1-1551	急傾斜地の崩壊
	川水流第2	I-1-1641	急傾斜地の崩壊
	板ヶ平	I-1-1675	急傾斜地の崩壊

宮 崎 県 公 報

令和 8 年 2 月 5 日 (木曜日) 第 685 号

下曾木第2	I - 1 - 1684	急傾斜地の崩壊
鍋 田	I - 1 - 1768	急傾斜地の崩壊
古 江	I - 1 - 1770	急傾斜地の崩壊
上水流第1	I - 1 - 2219	急傾斜地の崩壊
松 山 第 6	I - 1 - 3581	急傾斜地の崩壊
笠下黒原－2	I - 1 - 3674	急傾斜地の崩壊
下 鹿 川 2	I - 1 - 3682	急傾斜地の崩壊
川水流第4	I - 2 - 0253	急傾斜地の崩壊
菅 原	II - 1 - 2206	急傾斜地の崩壊
八幡森第2	II - 1 - 2216	急傾斜地の崩壊
菅原－1－新①	II - 1 - 7659－新①	急傾斜地の崩壊
頼 木 ①	II - 1 - 7672	急傾斜地の崩壊
八 峠 － 5	II - 1 - 7698	急傾斜地の崩壊
川水流第5－新①	II - 1 - 7741－新①	急傾斜地の崩壊
長 尾 谷 川	10- 203- 2- 072	土 石 流
西上水流沢	10- 426- 1- 034	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	平原第6	I - 1 - 1440	急傾斜地の崩壊
	大貫第2	I - 1 - 1551	急傾斜地の崩壊

川水流第2	I - 1 - 1641	急傾斜地の崩壊
板ヶ平	I - 1 - 1675	急傾斜地の崩壊
下曾木第2	I - 1 - 1684	急傾斜地の崩壊
鍋 田	I - 1 - 1768	急傾斜地の崩壊
古 江	I - 1 - 1770	急傾斜地の崩壊
上水流第1	I - 1 - 2219	急傾斜地の崩壊
松 山 第 6	I - 1 - 3581	急傾斜地の崩壊
笠下黒原－2	I - 1 - 3674	急傾斜地の崩壊
下 鹿 川 2	I - 1 - 3682	急傾斜地の崩壊
川水流第4	I - 2 - 0253	急傾斜地の崩壊
菅 原	II - 1 - 2206	急傾斜地の崩壊
八幡森第2	II - 1 - 2216	急傾斜地の崩壊
菅原－1－新①	II - 1 - 7659－新①	急傾斜地の崩壊
頼 木 ①	II - 1 - 7672	急傾斜地の崩壊
八 峠 － 5	II - 1 - 7698	急傾斜地の崩壊
川水流第5－新①	II - 1 - 7741－新①	急傾斜地の崩壊
長 尾 谷 川	10- 203- 2- 072	土 石 流
西上水流沢	10- 426- 1- 034	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	平原第6	I-1-1440	急傾斜地の崩壊
	大貫第2	I-1-1551	急傾斜地の崩壊
	川水流第2	I-1-1641	急傾斜地の崩壊
	板ヶ平	I-1-1675	急傾斜地の崩壊
	下曾木第2	I-1-1684	急傾斜地の崩壊
	鍋田	I-1-1768	急傾斜地の崩壊
	古江	I-1-1770	急傾斜地の崩壊
	上水流第1	I-1-2219	急傾斜地の崩壊
	松山第6	I-1-3581	急傾斜地の崩壊
	笠下黒原一 2	I-1-3674	急傾斜地の崩壊
	下鹿川2	I-1-3682	急傾斜地の崩壊
	川水流第4	I-2-0253	急傾斜地の崩壊
	菅原	II-1-2206	急傾斜地の崩壊
	八幡森第2	II-1-2216	急傾斜地の崩壊
	菅原-1- 新①	II-1-7659-新①	急傾斜地の崩壊
	頼木①	II-1-7672	急傾斜地の崩壊
	八峡-5	II-1-7698	急傾斜地の崩壊
	川水流第5- 新①	II-1-7741-新①	急傾斜地の崩壊
	長尾谷川	10-203-2-072	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第94号

令和8年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

を次のとおり告示する。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札参加資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

なお、申請書類(申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。)を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、競争入札参加資格審査が参加を希望する競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月1日から同月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の競争入札参加資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業種	営業種目	種目
物品に関する業	文具・事務機類	紙・文具

宮崎県公報

令和8年2月5日(木曜日) 第685号

種	事務機器 OA機器 視聴覚教材機器 印章 一般機械器具類 家電製品 電気機器 通信機器 厨房機器 防災保安機器 工作機器 その他 医療・理化学機器類 医療機器 理化学機器 計測機器 介護福祉機器 農林水産土木機器類 農林水産業機器 建設土木機器 材料類 土建用資材 標識 塗料 諸材 車両・船舶・航空機類 車両販売・整備 船舶販売・整備 航空機販売・整備 バイク・自転車 印刷類 平版活版 軽印刷 フォーム印刷 特殊印刷 青写真 航空写真・マイクロ写真 薬品類 医薬品 農業薬品 化学工業薬品 燃料類 石油製品 高圧ガス 家具・木工類 家具・木工 室内装飾・置 寝具・被服類 寝具 被服・装備品 消防・警察用品 靴・鞄 百貨・日用品類 百貨 記念品・美術品 写真・カメラ 時計・貴金属 ガラス・陶器 楽器 スポーツ用品 金物・荒物・雑貨 食品 看板・旗類 看板 旗・染物 その他 シート・テント	サービス(役務の提供)に関する業種 賃貸業務 広告・宣伝 電算業務 その他	肥飼料・種苗 書籍 古物買受 その他 電算機器 事務機器 その他 広告代理 催事企画展示 デザイン制作 その他 電算処理(システム開発含む) データエントリー その他 クリーニング 運送 廃棄物処理 調査・研究・検査 保守・点検 食事・給食 保険 文化財保存・修復 その他

公 告

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第5項の規定により、くろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年1月27日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ(大型魚)

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4月から12月まで)	44.0トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(1月から3月まで)	7.6トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(4月から9月まで)	6.7トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(10月から3月まで)	3.8トン

<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和8年2月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 都市計画を定める者の名称 西都市</p> <p>2 都市計画の種類 西都都市計画特定用途制限地域</p> <p>3 縦覧場所 宮崎県土整備部都市計画課 宮崎県西都土木事務所</p>	<p>(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市総合政策部未来創生課及び串間市都市建設課</p> <p>(2) 期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで</p>
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>令和8年2月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 都市計画の種類 北諸県圏域(都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域 都城広域都市計画区域に係る土地の区域 高崎都市計画区域に係る土地の区域</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課及び三股町都市整備課</p> <p>(2) 期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで</p>	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>令和8年2月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 都市計画の種類 西諸県圏域(小林都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域 小林都市計画区域に係る土地の区域 えびの都市計画区域に係る土地の区域 高原都市計画区域に係る土地の区域</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設部建設課、えびの市建設課及び高原町建設水道課</p> <p>(2) 期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで</p>
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>令和8年2月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 都市計画の種類 南那珂圏域(日南都市計画区域、南郷都市計画区域及び串間都市計画区域)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域 日南都市計画区域に係る土地の区域 南郷都市計画区域に係る土地の区域 串間都市計画区域に係る土地の区域</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p>	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>令和8年2月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 都市計画の種類 児湯圏域(西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域 西都都市計画区域に係る土地の区域 高鍋都市計画区域に係る土地の区域 新富都市計画区域に係る土地の区域 川南都市計画区域に係る土地の区域 都農都市計画区域に係る土地の区域</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市建設課、高鍋町建設管理課、新富町建設課、川南町建設課及び都農町建設課</p>

(2) 期間

令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域
田野都市計画区域に係る土地の区域

綾都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、国富町都市建設課及び綾町建設課

(2) 期間

令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年2月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画区域及び高千穂都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

日向延岡新産業都市計画区域に係る土地の区域
高千穂都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課

(2) 期間

令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年2月5日

宮崎県企業局長 松浦直康

宮崎県企業局企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当) 第4条 企業職員が宿直又は日直のため勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、勤務1回につき 7,400円とする。ただし、管理者が別に定める場合は、1万1,100円とする。	(宿日直手当) 第4条 企業職員が宿直又は日直のため勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、勤務1回につき 7,700円とする。ただし、管理者が別に定める場合は、1万1,550円とする。

附則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和8年2月5日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第11条 病院事業給与条例第16条の規定により支給される宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合、 <u>その額に100分の50を乗じて得た額</u> とする。	第11条 病院事業給与条例第16条の規定により支給される宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
(1) 次号から第5号までに掲げるもの以外の宿直勤務又は日直勤務 4,400円	(1) 次号から第5号までに掲げるもの以外の宿直勤務又は日直勤務 4,700円
(2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務 <u>6,100円</u>	(2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務 <u>6,400円</u>
(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の宿直勤務又は日直勤務 <u>6,100円</u>	(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の宿直勤務又は日直勤務 <u>6,400円</u>
(4) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務 <u>6,100円</u>	(4) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務 <u>6,400円</u>
(5) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務 <u>2万1,000円</u>	(5) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務 <u>2万2,500円</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第1号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
別表第2 調整基本額表（第2条関係） ア [略] イ 教育職給料表	別表第2 調整基本額表（第2条関係） ア [略] イ 教育職給料表												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">13,100円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整 基 本 額	[略]		4級	13,100円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;"><u>13,100円</u>（県給与条例別表第3の備考2に定める職員にあっては、13,300円）</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整 基 本 額	[略]		4級	<u>13,100円</u> （県給与条例別表第3の備考2に定める職員にあっては、13,300円）
職務の級	調整 基 本 額												
[略]													
4級	13,100円												
職務の級	調整 基 本 額												
[略]													
4級	<u>13,100円</u> （県給与条例別表第3の備考2に定める職員にあっては、13,300円）												
ウ～カ [略] キ 市町村立学校教育職給料表	ウ～カ [略] キ 市町村立学校教育職給料表												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">12,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整 基 本 額	[略]		4級	12,700円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;"><u>12,700円</u>（市町村立学校給与条例別表第1の備考2に定める職員にあっては、12,900円）</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整 基 本 額	[略]		4級	<u>12,700円</u> （市町村立学校給与条例別表第1の備考2に定める職員にあっては、12,900円）
職務の級	調整 基 本 額												
[略]													
4級	12,700円												
職務の級	調整 基 本 額												
[略]													
4級	<u>12,700円</u> （市町村立学校給与条例別表第1の備考2に定める職員にあっては、12,900円）												
別表第3 調整基本額表（第2条関係） ア [略] イ 教育職給料表	別表第3 調整基本額表（第2条関係） ア [略] イ 教育職給料表												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">12,500円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整 基 本 額	[略]		4級	12,500円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u>（県給与条例別表第3の備考2に定める職員にあっては、12,600円）</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整 基 本 額	[略]		4級	<u>12,500円</u> （県給与条例別表第3の備考2に定める職員にあっては、12,600円）
職務の級	調整 基 本 額												
[略]													
4級	12,500円												
職務の級	調整 基 本 額												
[略]													
4級	<u>12,500円</u> （県給与条例別表第3の備考2に定める職員にあっては、12,600円）												
ウ～カ [略] キ 市町村立学校教育職給料表	ウ～カ [略] キ 市町村立学校教育職給料表												

宮崎県公報

令和8年2月5日(木曜日) 第685号

職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
[略]		[略]	
4級	12,200円	4級	12,200円 (市町村立学校給与条例別表第1の備考2に定める職員にあっては、12,300円)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第2号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特地勤務手当の月額)	(特地勤務手当の月額)
第3条 特地勤務手当の月額は、 <u>特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分</u> （前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。	第3条 特地勤務手当の月額は、 <u>給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</u>
6級地 100分の25	<u>(1) 6級地 100分の25</u>
5級地 100分の20	<u>(2) 5級地 100分の20</u>
4級地 100分の16	<u>(3) 4級地 100分の16</u>
3級地 100分の12	<u>(4) 3級地 100分の12</u>
2級地 100分の8	<u>(5) 2級地 100分の8</u>
1級地 100分の4	<u>(6) 1級地 100分の4</u>
2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。	2 前項の特地公署の級別区分は、別表第1に定めるとおり（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）とする。
(1) 職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）	
(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日	
(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当すると	

き 当該公署の移転の日

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年宮崎県条例第49号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年宮崎県条例第44号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第72号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。)であった者に限る。) 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年宮崎県条例第43号。以下「平成22年改正県給与条例」という。)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第3号において同じ。)であった者に限る。) 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について平成22年改正県給与条例の施行の日における平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成22年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成23年度減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年宮

崎県条例第40号。以下「平成23年改正県給与条例」という。)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第4号において同じ。)であった者に限る。)前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成23年改正県給与条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けた」とする。

4 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第10号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの同項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を除して得た額及び同日に受けた」と、前項第4号、第5号又は第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの同項(前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」と、前項第4号、第5号又は第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの同項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と、前項第4号、第5号又は第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日

」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第5条 [略]

2 県給与条例第6条の2の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日以下この条及び第10条において同じ。)に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

[略]

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けている」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

第5条の2 県給与条例第6条の2の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人
(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第5条 [略]

2 県給与条例第6条の2の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

[略]

(沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。)

(3) 前2号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第6条 県給与条例第6条の2の2第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員とする。

第6条 県給与条例第6条の2の2第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に、新たに給料表の適用を受ける職員となって、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日(以下この条において「適用日」という。)の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、県給与条例第6条の2の2第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの(次号に掲げるものを除く。)

(3) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、適用日の前日に県給与条例第6条の2の2第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具备することとなるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 県給与条例第6条の2の2第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち前条で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3) 法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、県給与条例第6条の2の2第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署

に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に県給与条例第6条の2の2第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具备することとなるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 県給与条例第6条の2の2第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に第5条第1項及び第2項(同条第3項及び第10条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。)並びに第10条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴なって住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなった日、法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に第5条第1項及び第2項並びに第10条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第5条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第5条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(端数計算)

第7条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第5条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

(県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

2 県給与条例第6条の2の2第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 適用日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴なって住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第2号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第3号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(端数計算)

第7条 第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第5条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

第9条 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けた」とする。

2 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第10条 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けた」とする。

2 県給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第5条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年宮崎県条例第52号。以下「令和7年改正県給与条例」という。）附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、令和4年4月1日前に職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち改正前の特地勤務手当等に関する規則第5条の2で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署（県給与条例第6条の2第1項に規定する特地公署をいう。）又は準特地公署（県給与条例第6条の2の2第1項に規定する準特地公署をいう。）に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員として、令和7年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例第6条の2の2第2項の適用の際現に令和7年改正県給与条例第1条の規定による改正前の県給与条例第6条の2の2第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているもの（他の法令の規定により職員以外の地方公務員等とみなされて同項の規定が適用されるものを含む。）とする。
- 令和7年改正県給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則第6条第2項の適用については、同項第1号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。
- 前2項に規定するものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年宮崎県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</u></p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第5条第2項及び第3項の規</p>	<p>附 則</p> <p><u>2及び3 削除</u></p>

定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項、第2項、第6条第1項又は第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第6条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の規則第6条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 改正後の規則第6条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた県給与条例第6条の2の2の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 規則第6条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）について適用する。

5 規則第6条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 規則第6条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた県給与条例第6条の2の2の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

宮崎県人事委員会規則第3号

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額に関する規則（昭和37年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第2条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）次号から第5号までに規定する宿直勤務又は日直勤務以外</p>	<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第2条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）次号から第5号までに規定する宿直勤務又は日直勤務以外</p>

のものについては、4,400円

(2) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、5,300円

ア・イ [略]

(3) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、6,100円

ア～カ [略]

(4) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、7,400円

ア～エ [略]

(5) 助産施設又は医療型障害児入所施設における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2万 1,000円

2 [略]

のものについては、4,700円

(2) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、5,600円

ア・イ [略]

(3) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、6,400円

ア～カ [略]

(4) 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、7,700円

ア～エ [略]

(5) 助産施設又は医療型障害児入所施設における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2万 2,500円

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当の額に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

